

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)(先議)要旨

本法律案は、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針の中で、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の改革の方向性が示されたこと、近年の景気の低迷、国民の娯楽の多様化等に伴い、競馬の売上げが減少し、特に地方競馬の運営が大変厳しい状況にあることから、両法人の組織等の改正、競馬事業の活性化措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方競馬全国協会を地方競馬主催者が主体となって運営する法人とし、重要事項の決定機関として地方競馬主催者を代表する者等から構成される運営委員会を新たに設置するとともに、同協会の業務に競馬開催日程等競馬の開催に関し地方競馬主催者間の調整を行うこと等を新たに追加すること。
- 二、地方競馬主催者の事業収支を改善する観点から、現行の競馬連携計画を競馬活性化計画に改正するとともに、地方競馬主催者から地方競馬全国協会への交付金の交付を猶予できる期間を延長すること。
- 三、日本中央競馬会について、競馬の公正・中立性の確保上支障のない範囲において、主務大臣の関与及び規制を緩和するとともに、経営に関する重要事項を決定する機関として、知見を有する者等から構成され

る経営委員会を新たに設置すること。

四、日本中央競馬会において、役員の不適切な職務執行により、業務の運営状況が悪化した場合等に、当該役員を解任できる仕組みを導入すること。

五、払戻に関する規制を緩和し、ファンサービスの一環として、競馬主催者の経営判断により、当分の間、通常の払戻金に一定の金額を上乗せして交付できることとする。